

佐賀県告示第 342 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、平成 30 年度木材業者を次のとおり変更した。

平成 30 年 8 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録 番号	登録 年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木鳥 第13号	平成30年 7月6日	変更前	三養基郡上峰町大字堤3971番地12	西日本クラフト株式会社	代表取締役 種子田 俊郎
		変更後	”	”	代表取締役 川西 康仁